

第6回検討委員会資料

平成26年11月21日
那珂市住民投票条例検討委員会

1

<協議2>

「那珂市市民投票条例の骨子(案)」と
「那珂市市民投票条例(案)」について

2

那珂市市民投票条例の骨子（案）

1 条例制定の目的

那珂市市民投票は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）第18条第2項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の意思を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

那珂市市民投票条例(案)

（目的）

第1条 この条例は、那珂市協働のまちづくり推進基本条例（平成22年那珂市条例第14号）第18条第2項の規定に基づき、市民投票の実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の意思を市政に的確に反映し、市民と行政の協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

2 市民投票の対象となる事項

- (1) 市民投票に付することができる事項は、市政に関する重要事項とします。重要事項とは、市民に直接その費否を問う必要があると認められる事項であって、**市及び市民全体に重大な影響を及ぼすもの**をいいます。ただし、次に掲げるものを除きます。
- ① 市の権限に属さない事項。ただし、**市の意思として明確に表示しようとする場合**は、この限りではありません。
 - ② 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
 - ③ 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
 - ④ 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
 - ⑤ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
 - ⑥ その他、市民投票に付することが適当でないと認められる事項

那珂市市民投票条例(案)

（市政の重要事項）

第2条 市民投票に付することができる市政の重要事項（以下「重要事項」という。）とは、市民に直接その賛否を問う必要があると認められる事項であって、市及び市民全体に重大な影響を及ぼすものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 市の権限に属さない事項。ただし、市の意思として明確に表示しようとする場合は、この限りでない。
- (2) 法令の規定に基づき市民投票を行うことができる事項
- (3) 特定の市民又は地域にのみ関係する事項
- (4) 市の組織、人事及び財務の事務に関する事項
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、市民投票に付することが適当でないと認められる事項

那珂市市民投票条例の骨子（案）

3 投票資格者等

- (1) 市民投票の投票権及び請求権を有する者は、次に掲げるものいずれかに該当する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる者を除きます。）であって、投票資格者名簿に登録されているものとします。
- ① **年齢満18年以上の日本国籍を有する者**で、その者に係る那珂市の住民票が作成された日（他の市町村から那珂市に住所を移した者で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条（※3）の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上那珂市の住民基本台帳に登録されている者
 - ② **年齢満18年以上の永住外国人**で、その者に係る那珂市の住民票が作成された日（他の市町村から那珂市に住所を移した者で住民基本台帳法第22条の規定による届出をしたものについては当該届出をした日、国外から那珂市に住所を移した者で同法第30条の46の規定による届出をしたものについては当該届出をした日）から引き続き3月以上那珂市の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 永住外国人とは、次のいずれかに該当する者をいいます。
- ① **出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者**
 - ② **日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者**

那珂市市民投票条例(案)

（投票資格者）

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる者を除く。）であって、投票資格者名簿に登録されているものとする。

- (1) **年齢満18年以上の日本国籍を有する者**で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。
 - (2) **年齢満18年以上の永住外国人**で、その者に係る本市の住民票が作成された日（他の市町村から本市の区域内に住所を移した者で、住民基本台帳法第22条の規定により届出をした者については、当該届出をした日又は国外から本市の区域内に住所を移した者で、同法第30条の46の規定による届け出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3月以上本市の住民基本台帳に登録されているものとする。
- 2 前項第2号に規定する規定する「永住外国人」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- (1) **出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者**
 - (2) **日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者**

那珂市市民投票条例の骨子（案）

4 市民投票の請求

- (1) 投票資格者は、投票資格者**総数の5分の1以上**の者の署名を集めたうえで、その代表者から、市長に対して、市民投票の実施の請求をすることができます。
- (2) 市民投票の実施の請求の手続きは、地方自治法等の市町村における直接請求の例によるものとします。
- (3) 議会が市民投票の実施の請求をするときは、**あらかじめ、市長の意見を求め、議員の定数の12分の1以上**の者の賛成を得て議員提案され、かつ、**出席議員の過半数の賛成**を得ることにより、市長に対し、議会請求することができます。
- (4) 市長が自ら市民投票の発議をするときは、**あらかじめ、市民投票の適否について、議会に協議を求め、報告を得た上で**、市民投票を実施することができます。

那珂市市民投票条例(案)

（市民投票の請求等）

- 第4条** 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の5分の1以上の連署をもって、その代表者から、市長に対し、市民投票の実施の請求（以下「市民請求」という。）をすることができる。
- 2 前項に掲げるもののほか、市民請求に関し必要な事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）に規定する市町村における直接請求の例による。
 - 3 議会は、市民投票の実施の請求（以下「議会請求」という。）をするときは、あらかじめ、市長の意見を求め、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成を得ることにより、市長に対し、議会請求することができる。
 - 4 市長は、自ら市民投票の発議（以下「市長発議」という。）をするときは、あらかじめ、市民投票の適否について、議会に協議を求め、報告を得た上で、実施することができる。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

5 市民投票の形式

市民投票は、賛成又は反対を問う、**二者択一の形式**とします。

那珂市市民投票条例(案)

（市民投票の形式）

第5条 前条に規定する市民請求、議会請求及び市長発議（以下「市民請求等」という。）による市民投票に係る事項は、二者択一で賛否を問う形式のものでなければならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

6 代表者証明書の交付

- (1) 市民請求をしようとする代表者は、市長に対し、**実施請求書**をもって重要事項であること及び二者択一で賛否を問う形式に該当することの確認を請求し、かつ、**代表者証明書**の交付を申請するものとします。
- (2) 市長は、(1)による請求及び申請があった場合において、市民投票に付す内容であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するものとし、かつ、その旨を告示するものとします。
- (3) 市長は、(2)により代表者証明書を交付するときは、(1)による申請の日現在の投票資格者の総数の5分の1の数を代表者に通知するものとし、かつ、告示するものとします。

13

那珂市市民投票条例(案)

（代表者証明書の交付等）

- 第6条** 第4条第1項の規定により市民請求をしようとする代表者（以下「代表者」という。）は、市長に対し、規則で定めるところにより、市民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書（以下「実施請求書」という。）をもって当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、文書をもって代表者であることの証明書（以下「代表者証明書」という。）の交付を申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票に付そうとされる事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定により代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の5分の1の数（以下「必要署名者数」という。）を代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

14

那珂市市民投票条例の骨子（案）

7 市民投票の執行

- (1) 市民投票は、市長が執行するものとします。
- (2) 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を**選挙管理委員会に委任**するものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（市民投票の執行）

第7条 市民投票は、市長が執行するものとする。

- 2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する市民投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

8 市民投票の成立要件

- (1) 市民投票は、一つの事項について投票した者の総数が当該市民投票の**投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないもの**とします。
- (2) 市民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、**開票するもの**とします。

那珂市市民投票条例(案)

（市民投票の成立要件等）

- 第8条** 市民投票は、一の事項について投票した者の総数が当該市民投票の投票資格者の2分の1に満たないときは、成立しないものとする。
- 2 市民投票は、投票の成立又は不成立にかかわらず、開票するものとする。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

9 投票結果の尊重

議会及び市長は、市民投票の結果を尊重するものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（結果の尊重）

第9条 議会及び市長は、市民投票の結果を尊重するものとする。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

10 再請求等の制限期間

- (1) 市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから**2年**が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求、議会請求及び市長発議を行うことはできません。
- (2) 同一の事項又は当該事項と同旨の事項かどうかの判断については、市長及び議会で協議し判断するものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（再請求等の制限期間）

- 第10条** この条例による市民投票が実施された場合は、その結果が告示されてから2年が経過するまでの間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について市民請求等を行うことはできない。
- 2 同一の事項又は当該事項と同旨の事項かどうかの判断については、市長及び議会で協議し判断するものとする。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

11 市民投票の実施

- (1) 市長は、市民請求等があったときは、市民投票を実施するものとします。
- (2) 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知するものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（市民投票の実施）

第11条 市長は、市民請求等があったときは、市民投票を実施しなければならない。

2 市長は、市民投票を実施するときは、直ちにその要旨を公表するとともに、選挙管理委員会にその旨を通知しなければならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

12 市民投票の期日

- (1) 選挙管理委員会は、市民投票の実施の通知があった日から起算して**30日を経過した日から90日を越えない日**の範囲内において、市民投票の期日を定めるものとします。
- (2) 選挙管理委員会は、上記(1)により投票日を定めたときは、当該投票日 その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示するものとします。
- (3) 選挙管理委員会は、上記(1)により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、**当該投票日を変更**することができます。

那珂市市民投票条例(案)

(市民投票の期日)

- 第12条** 選挙管理委員会は、前条第2項の規定による通知があった日から起算して30日を経過した日から90日を越えない日の範囲内において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。
- 2 選挙管理委員会は、前項の規定により投票日を定めたときは、当該投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。
 - 3 選挙管理委員会は、第1項の規定により定めた投票日に衆議院議員若しくは参議院議員の選挙、茨城県の議会の議員若しくは長の選挙又は本市の議会の議員若しくは長の選挙が行われるときは、当該投票日を変更することができる。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

13 投票資格者名簿の調製等

- (1) 選挙管理委員会は、投票資格者について、投票資格者名簿を調製するものとしてします。
- (2) 選挙管理委員会は、上記(1)の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができるものとしてします。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示がある者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなします。

那珂市市民投票条例(案)

（投票資格者名簿の調製等）

第13条 選挙管理委員会は、投票資格者について、規則で定めるところにより投票資格者名簿を調製するものとする。

- 2 選挙管理委員会は、前項の投票資格者名簿の調製について、公職選挙法第19条から第30条までに規定する選挙人名簿の調製をもってこれに代えることができる。この場合において、同法第27条第1項に規定する表示がある者は、投票資格者名簿に登録されていないものとみなす。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

14 投票所

- (1) 投票所及び期日前投票の投票所は、選挙管理委員会の定める場所に設けることとします。
- (2) 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては、告示の日にその場所を告示するものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（投票所等）

- 第14条** 投票所及び第17条に規定する期日前投票の投票所（以下「期日前投票所」という。）は、規則で定めるところにより、選挙管理委員会の定める場所に設ける。
- 2 選挙管理委員会は、投票所にあつては投票日の5日前までに、期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）にその場所を告示しなければならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

15 投票することができない者

- (1) 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができません。
- (2) 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができません。
- (3) 市民投票の当日（期日前投票にあつては、投票の当日）に、市民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができません。

那珂市市民投票条例(案)

（投票することができない者）

- 第15条** 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。
- 2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。
 - 3 市民投票の当日（第17条の規定による期日前投票にあつては、投票の当日）に、市民投票の投票権を有しない者は、投票をすることができない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

16 投票の方法

- (1) 投票は、各投票事項につき、1人1票とします。
- (2) 投票人は、市民投票の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければなりません。
- (3) 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができません。
- (4) 投票人は、投票事項に対し、**賛成するときは投票用紙の賛成の欄に○の記号を自書し、反対するときは投票用紙の反対の欄に○の記号を自書し**、当該投票用紙を投票箱に入れなければなりません。
- (5) 上記(4)にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、代理投票をさせることができます。

那珂市市民投票条例(案)

(投票の方法)

- 第16条** 投票は、各投票事項につき、1人1票に限る。
- 2 投票人は、市民投票の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。
 - 3 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。
 - 4 投票人は、投票事項に対し、賛成するときは投票用紙の賛成の欄に○の記号を自書し、反対するときは投票用紙の反対の欄に○の記号を自書し、当該投票用紙を投票箱に入れなければならない。
 - 5 第4項の規定にかかわらず、心身の故障その他の理由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

17 期日前投票等

- (1) 投票人は、期日前投票を行うことができます。
- (2) 投票人は、不在者投票を行うことができます。
- (3) 投票人は、点字による投票を行うことができます。

那珂市市民投票条例(案)

（期日前投票等）

- 第17条** 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより期日前投票を行うことができる。
- 2 前条第2項及び第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
 - 3 前条第4項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

18 開票所

- (1) 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設けます。
- (2) 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示します。

那珂市市民投票条例(案)

（開票所等）

第18条 開票所は、選挙管理委員会の指定した場所に設ける。

- 2 選挙管理委員会は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

19 無効投票

- (1) 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とします。
- ① 所定の用紙を用いないもの
 - ② ○の記号以外の事項を記載したもの
 - ③ ○の記号のほか、他事を記載したもの
 - ④ ○の記号を自書しないもの
 - ⑤ 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄の両方に○の記号を記載したもの
 - ⑥ 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄のいずれに○の記号を記載したのかを確認し難いもの
 - ⑦ 白紙投票
- (2) 上記(1)にかかわらず、点字による投票に係る無効の投票は、規則で定めるものとします。

那珂市市民投票条例(案)

(無効投票)

第19条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
 - (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
 - (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
 - (4) ○の記号を自書しないもの
 - (5) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄の両方に○の記号を記載したもの
 - (6) 投票用紙の賛成の欄又は反対の欄のいずれに○の記号を記載したのかを確認し難いもの
 - (7) 白紙投票
- 2 前項の規定にかかわらず、第17条第3項の規定による点字による投票に係る無効の投票は、規則で定める。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

20 投票及び開票

市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法等に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例によるものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（投票及び開票）

第20条 前条までに定めるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の例による。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

21 投票結果の告示等

- (1) 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告するものとします。
- (2) 市長は、市民請求に係る市民投票について上記(1)による報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知するものとします。
- (3) 市長は、議会請求に係る市民投票について上記(1)による報告があったときは、その内容を直ちに議会に通知するものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（投票結果の告示等）

- 第21条** 選挙管理委員会は、市民投票の結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、当該告示の内容を市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、市民請求に係る市民投票について前項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに当該市民請求に係る代表者に通知しなければならない。
 - 3 市長は、議会請求に係る市民投票について第1項の規定による報告があったときは、その内容を直ちに議会に通知しなければならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

22 情報の提供

- (1) 市長は、市民投票を実施するときは、**議会及び市民自治組織**とともに、あらゆる機会及び媒体を活用し、市民が市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行うものとしします。
- (2) 市長は、上記(1)の情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意するものとしします。

那珂市市民投票条例(案)

(情報の提供)

- 第22条** 市長は、市民投票を実施するときは、議会及び市民自治組織とともに、あらゆる機会及び媒体を活用し、市民が市民投票活動を行うための必要かつ十分な情報提供を行うものとする。
- 2 市長は、前項に規定する情報の提供に際しては、市民投票に係る事項についての中立性の保持に留意しなければならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

23 投票運動

市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又はプライバシー、市民の平穏な生活環境が侵害されるものであってはなりません。

那珂市市民投票条例(案)

（投票運動）

第23条 市民投票に関する投票運動は、買収、脅迫等投票資格者の自由な意思が拘束され、又は市民のプライバシーや平穏な生活環境が侵害されるものであってはならない。

那珂市市民投票条例の骨子（案）

24 規則への委任

この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

那珂市市民投票条例(案)

（委任）

第24条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、規則で定める。